

## (一財) 大阪府交通安全協会・練習用自動車貸渡約款

### 第1条（約款の適用）

一般財団法人大阪府交通安全協会（以下「甲」といいます。）は、この約款の定めるところにより、練習用自動車（以下「練習車」といいます。）を借受人（練習者又は指導者、以下「乙」といいます。）に貸し渡すものとし、乙はこれを借り受けるものとします。

なお、この約款に定めのない事項については、第32条の細則、法令又は一般の慣習によるものとします。

- 2 甲は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

### 第2条（予約の申込み）

乙は、門真運転免許試験場技能試験コース内（以下「場内」といいます。）での運転練習予約が成立している場合に限り、車種（以下「A T車・M T車」といいます。）の別、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、練習車の借受を申し込むことができます。

- 2 甲は、乙から借受の申し込みがあった場合、甲が保有する練習車の範囲内で予約に応じるものとします。

この場合の予約申し込みは、無償とします。

### 第3条（予約の変更）

乙が、予約内容の変更を希望するときは、あらかじめ甲の承諾を受けなければならぬものとします。

### 第4条（予約の取消し等）

乙は、別に定める方法により、予約を取消することができます。

- 2 乙が、乙の都合により、予約した借受開始時刻を経過しても練習車の貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取消されたものとします。
- 3 予約の取り消しは、無償とします。
- 4 甲の都合により予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときであっても、甲は、これにより乙に生じた損害の賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
- 5 事故、盗難、不返還、リコール、天災その他乙若しくは甲のいずれの責にもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとします。

### 第5条（代替練習車）

甲は、乙から予約のあったの練習車を貸し渡すことができないときは、予約と異なる練習車（以下「代替練習車」といいます。）の貸渡しを申し入れができるものとします。

- 2 乙が、前項の申入れを承諾したときは、甲はA T車・M T車の別を除き予約時と同一の借受条件で代替練習車を貸し渡すものとします。

- 3 乙は、第1項の代替練習車の貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。
- 4 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、甲の責に帰すべき事由によるときには、第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、甲は、これにより乙に生じた損害の賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。
- 5 第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、甲の責に帰さない事由によるときには第4条第5項の予約の取消しとして取り扱います。

## **第6条（免責）**

甲及び乙は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、相互に何らの請求をしないものとします。

## **第7条（予約の代行）**

練習車の予約については、原則として、乙が行うこととします。

## **第8条（貸渡契約の締結）**

乙は、AT車・MT車の別を明示し、甲はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができる練習車がない場合又は乙が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

- 2 貸渡契約を締結した場合、乙は甲に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。
- 3 貸渡契約を締結した際は、甲は乙に対し、甲が策定する練習車借受申込書に必要事項の記入を求め、提出して頂きます。

## **第9条（貸渡契約の締結の拒絶）**

乙が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。

- (1) 練習車の貸渡に必要な書類の提示・提出がないとき。
- (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
- (4) 暴力団若しくは暴力関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- (5) 練習車に甲が認めた者以外の者を同乗させようとするとき。
- (6) その他、甲の指示に従わないと認められるとき。

- 2 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

- (1) 予約に際して定めた練習者と貸渡契約締結時の練習者とが異なるとき。
- (2) 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
- (3) 過去の貸渡しにおいて、第16条各号に掲げる行為があったとき。
- (4) 甲との取引に関し、甲の職員その他の関係者に対して暴力的行為を行い、若しくは合理的範囲を超える負担を要求し、又は暴力的行為若しくは言辞を用いたとき。

(5) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて甲の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。

(6) 別に明示する条件を満たしていないとき。

3 前2項の場合において乙との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱うことができるものとします。

## **第10条（貸渡契約の成立等）**

貸渡契約は、乙が甲に貸渡料金を支払い、甲が乙に練習車を引き渡したときに成立するものとします。

2 前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

## **第11条（貸渡料金）**

貸渡料金とは、基本料金をいうものとします。

2 基本料金は、練習車の貸渡し時において、甲が地方運輸局運輸支局長に届け出て実施している料金によるものとします。

3 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

4 貸渡料金については、細則で定めるものとします。

## **第12条（借受条件の変更）**

乙は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を受けなければならないものとします。

2 甲は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

## **第13条（点検整備及び確認）**

甲は、道路運送車両法第48条〔定期点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施した練習車を貸し渡すものとします。

2 甲は、道路運送車両法第47条の2〔日常点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。

3 乙は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によって練習車に整備不良がないことその他練習車が借受条件を満たしていることを確認するものとします。

4 甲は、前項の確認によって練習車に整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

## **第14条（練習許可証の交付等）**

- 甲は、練習車を引き渡したときは、甲が発行した練習許可証を乙に交付するものとします。
- 2 乙は、練習車の使用中、前項により交付を受けた練習許可証を車両のフロントガラスの内側などの見やすい位置に表示しなければならないものとします。
- 3 乙は、練習車を返還する場合には、同時に練習許可証を甲に返還するものとします。

## **第15条（管理責任）**

乙は、練習車の引渡しを受けてから甲に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）、善良な管理者の注意義務をもって練習車を使用するものとします。

## **第16条（禁止行為）**

- 乙は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
- (1) 練習車を所定の用途以外に使用し、甲の承諾を得た者以外の者に運転させること。
- (2) 練習車を場外に持ち出すこと。
- (3) 練習車内で飲食、喫煙をすること。
- (4) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

## **第17条（返還責任）**

- 乙は、練習が終了すれば、速やかに練習車を所定の返還場所において甲に返還するものとします。
- 2 乙は、天災その他の不可抗力により借受時間内に練習車を返還することができない場合には、甲に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、乙は直ちに甲に連絡し、甲の指示に従うものとします。

## **第18条（返還時の確認等）**

- 乙は、甲立会いのもとに練習車を返還するものとします。この場合、通常の使用によって磨耗した箇所があること、燃料の消耗があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
- 2 乙は、練習車の返還にあたって、練習車内に乙の遺留品がないことを確認して返還するものとし、甲は、練習車の返還後においては、遺留品については保管の責を負わないものとします。

## **第19条（不返還となった場合の措置）**

- 甲は、乙が、借受時間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所に練習車を返還せず、かつ、甲の返還請求に応じないとき、又は乙の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるものとします。
- 2 甲は、前項に該当することとなったときは、練習車の所在を確認するため、乙の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査等を含む必要な措置をとるものとします。
- 3 第1項に該当することとなった場合、乙は、第24条の定めにより甲に与えた損害について賠償する責任を負うほか、練習車の回収及び乙の探索に要した費用を負担するものとします。

## **第20条（故障発見時の措置）**

乙は、使用中に練習車の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、甲に連絡するとともに、甲の指示に従うものとします。

## **第21条（事故発生時の措置）**

乙は、使用中に練習車に係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等を甲に報告し、甲の指示に従うこと。
  - (2) 前号の指示に基づき練習車の修理を行う場合は、甲が認めた場合を除き、甲の指定する工場で行うこと。
  - (3) 事故に関し甲及び甲が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
  - (4) 事故に関し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ甲の承諾を受けること。
- 2 乙は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。
- 3 甲は、乙のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

## **第22条（盗難発生時の措置）**

乙は、使用中に練習車の盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を甲に報告し、甲の指示に従うこと。
- (3) 盗難、その他の被害に関し甲及び甲が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

## **第23条（使用不能による貸渡契約の終了）**

使用中において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」といいます。）により練習車が使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

- 2 乙は、前項の場合、練習車の引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、甲は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
- 3 故障等が貸渡し前に存した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、乙は甲から代替練習車の提供を受けることができるものとします。なお、代替練習車の提供条件については、第5条第2項を準用するものとします。
- 4 乙が前項の代替練習車の提供を受けないときは、甲は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、甲が代替練習車を提供できないときも同様とします。
- 5 故障等が乙及び甲のいずれの責にも帰すべからざる事由により生じた場合は、前2項と同様とします。
- 6 乙は、本条に定める措置を除き、練習車を使用できなかつたことにより生ずる損害について甲に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします

## **第24条（賠償及び営業補償）**

乙は、乙が借り受けた練習車の使用中に第三者又は甲に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2 前項の甲の損害のうち、事故、盗難、乙の責に帰すべき事由による故障、練習車の汚損・臭気等により甲がその練習車を利用できることによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は業務補償をするものとし、乙はこれを支払うものとします。

## **第25条（保険及び補償）**

乙が前条第1項の賠償責任を負うときは、甲が練習車について締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が支払われます。

- (1) 対人補償 ・・・・ 無制限
- (2) 対物補償 ・・・・ 1事故限度額 / 1,000万円（免責額なし）
- (3) 車両補償 ・・・・ なし
- (4) 搭乗者補償 ・・・ 1名につき / 1,000万円
  - 治療日数5日未満の場合 2万円
  - 治療日数5日以上の場合 ケガに応じた金額  
(20万円、60万円、100万円、200万円)

2 保険約款の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金は支払われません。

3 保険金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額を超える損害については、乙の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政措置等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」といいます。）による損害又はこれに類する自然災害による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において滅失し、き損し、又はその他の被害を受けた練習車に係るもの等である場合には、その損害の発生につき乙に故意又は重大な過失があった場合を除き、乙はその損害を賠償することを要しないものとします。

4 甲が乙の負担すべき損害金を支払ったときは、乙は、直ちに甲の支払額を甲に弁済するものとします。

5 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は、貸渡料金に含みます。

## **第26条（貸渡契約の解除）**

甲は、乙が練習車の使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちに練習車の返還を請求することができるものとします。この場合、甲は受領済の貸渡料金を乙に返還しないものとします。

## **第27条（同意解約）**

乙は、使用中であっても、甲の同意を得て貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、甲は、原則として受領済の貸渡料金を乙に返還しません。

ただし、複数時間を予約した場合で未だ練習していない時間分については、受領済みの貸渡料金から1時間分の料金を差し引いた残額を返還します。

## **第28条（個人情報の利用目的）**

- 甲が乙の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
- (1) 道路運送法第80条第1項に基づく自家用自動車の有償貸渡の事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に必要な書類を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を実施するため。
  - (2) 貸渡契約の締結に際し、乙に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。
  - (3) 事故対応、保険手続きに必要な場合。
- 2 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

## **第29条（相殺）**

甲は、この約款に基づく乙に対する金銭債務があるときは、乙の甲に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

## **第30条（消費税）**

乙は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含む。）を甲に対して支払うものとします。

## **第31条（遅延損害金）**

乙及び甲は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

## **第32条（細則）**

- 甲は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。
- 2 甲は、別に細則を定めたときは、甲の管理するホームページ等にこれを掲載するものとします。また、これを変更した場合も同様とします。

## **第33条（合意管轄裁判所）**

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則 本約款は、令和8年1月1日から施行します。

## **細則**

甲は、練習車貸渡約款（以下「約款」といいます。）第32条にもとづき、次の通り細則を定めます。

### **第1条**

約款第1条第2項により特約を定める場合は必ず書面に記載するものとし、口頭による特約は効力を有しないものとします。

### **第2条**

約款の規定により甲の承諾を要する場合には、必ず書面によらなければならないものとします。

### **第3条**

約款上または本細則上、甲が乙に対してなす通知、解約もしくは契約解除等の意思表示は貸渡契約に記載された乙の住所に宛てて発するものとし、発信後、相当期間経過後にその意思表示は乙に到達したものとみなします。

### **第4条**

約款第9条第2項に定める事由のほか、乙が甲職員と日本語での意思の疎通ができないと認められるときは、貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

2 前項の定めにかかわらず、甲は、乙が日本語での意思疎通ができる通訳人を介する場合は、乙との間で貸渡契約を締結するものとします。

### **第5条**

甲が約款第9条第1項第4号の認定または同条第2項第5号の認定をするに至った根拠または資料は開示しないものとします

### **第6条**

約款第9条第1項第4号に規定する暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能犯罪集団等、その他これらに準ずる者を指すものとします。

### **第7条**

約款第11条の貸渡料金の詳細は、練習車貸渡申込書に明示するとともに、予約申し込みの際に教示します。

## **第8条**

乙が練習車の使用または借受中に約款第15条の善良な管理者の注意義務をつくしたことを証明できないことにより、盗難にあつたり、当該練習車に損傷を受けたりした場合、乙は甲に対して、甲の蒙った一切の損害につき賠償の責任を負うものとします。

## **第9条**

約款第22条の練習車盗難が発生した場合、乙が同条所定の全措置をとったときには、乙に故意、重過失が無いときに限り、同盗難によって甲の蒙った練習車貸渡料金相当の損害は、貸渡料金2時間分を限度とすることにします。

## **第10条**

約款第25条第1項の定めにかかわらず、乙が次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は乙に対して何らの補償もしませんし、てん補責任も負いません。

- (1) 乙が故意に事故を起こしたとき
- (2) 乙が飲酒運転、暴走運転もしくは麻薬、覚醒剤、シンナー等の薬物運転による事故を起したとき、または当て逃げ事故を起こしたとき。
- (3) 約款第16条第1項各号のうちいずれかに違反して事故を起こしたとき。
- (4) 約款第2条に定める乙以外の者が、運転中に事故を起こしたとき。
- (5) 事故を起こした後に、正当な理由も無く、速やかに所轄警察署警察官、若しくは甲に対してその事故届出をしなかったとき。
- (6) 事故を起こした後、無断で示談をしたとき。

## **第11条**

乙または第三者が蒙った損害のうち次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は乙または第三者に対して何らかの補償もしませんし、てん補責任も負いません。

- (1) 乙所有もしくは管理下にある財物に生じた損害。
- (2) 練習車の操作が故意もしくは重過失にもとづくものであることにより発生した損害。
- (3) 車内装備および異臭付着の損害、使用方法が劣悪な為に生じた車体等の損傷や腐食の補修費。
- (4) タイヤのパンクおよびバーストならびにホイルキャップの紛失による損害。
- (5) 故障等により発生した直接または間接損害。
- (6) 練習車を返還後および引上げ後の遺留品等の損害。
- (7) 乙またはその関係者が、練習車の貸渡を受けるために、所有する自家用および事業用車両等の駐車中の損害（車内装飾品、装備品、財物含みます）。
- (8) 約款第9条第1項第4号を理由に貸渡契約を締結しないことにより、または約款第26条に該当することを理由に甲が貸渡契約を解除したことにより生じた損害。
- (9) その他、約款または本細則違反により生じた損害。

附則 本細則は、令和8年1月1日から施行します。